

相 談 資 料

相談の際は、下記の資料を必要に応じて持参してください。

- 案 内 図
 - 都市計画図（1/2, 500）
 - 公図の写し（1/500又は1/600）
 - 土地、建物登記事項証明書（直近のもの）
 - ※ 必要に応じて閉鎖謄本もお願いしています。
 - 土地、家屋不動産証明（課税課にて交付可。但し、下記の条件有り。）
 - ※ **第三者の交付請求には、委任状が必要となります。**
 - ※ 野田市分においては、昭和45年度及び申請時（最新のもの）
 - ※ 旧関宿町分においては、昭和60年度及び申請時（最新のもの）
 - 航空写真（必要に応じて、用意していただきます。）
 - ※ 野田市分においては、昭和45年7月31日以前のもの
 - ※ 旧関宿町分においては、昭和60年12月27日以前のもの
 - 開発行為許可通知書（写し可）
 - 建築確認通知書（写し可）
 - 農地転用許可通知書（写し可）
 - 土地・建物現況平面図（延床面積を記載すること）
 - 土地利用計画図（配置図）（敷地面積を記載すること）
 - 建物立面図、平面図
 - ◎・家 系 図
 - ◎・戸 籍 謄 本【本家、申請者】
 - （線引き時所有者、本家承継者との関係がわかるものを用意すること）
 - ◎・住 民 票【本家、申請者】（必要に応じて、用意すること）
 - ※ 世帯全員分
 - ◎・建 築 理 由 書（必要に応じて、用意すること）
 - ◎・連 た ん 図（必要に応じて、用意すること）
 - ◎・農 業 経 営 証 明（必要に応じて、用意すること）
 - ◎・固 定 資 産 名 寄 帳（必要に応じて、用意すること）
 - ◎・賃 貸 借 契 約 書【土地、建物】（必要に応じて、用意すること）
- ※ ◎は、分家住宅又は既存集落の申請時に用意する書類